

Title	續竹頭木屑録
Sub Title	
Author	加藤, 繁(Kato, Shigeshi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1932
Jtitle	史学 Vol.11, No.3 (1932. 10) ,p.149(477)- 153(481)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19321000-0149

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

續竹頭木屑錄

加藤 繁

本誌創刊の初、竹頭木屑錄と題して隨筆を掲ぐることに四回、第五回の原稿震火に罹りて烏有に歸しぬ。爾來筆を絶つこと幾年、此頃同人二三子の勧めに従ひて又續稿をものす。考證にあらず、議論にあらず。平生書を讀みて多少の興味を感じたることを、思ひ出づるまゝに書きつけたるに過ぎず。遊戯文字の譏は甘んじて受くべし。

郊

清朝時代、臺灣に郊と呼ぶ商人團體ありき。臺南に北郊・南郊・港郊あり。北郊は上海・天津・牛莊等に航して貿易を營む商人の團體、南郊は厦門・香港等に航する商人の團體、港郊は臺灣の各港に赴き貿易するもの、團體にして、之を併せて臺南三郊と云ひ、其の創立は雍正三年に在りしといふ。

彰化に泉郊・厦郊あり、淡水に北郊・泉郊・厦郊あり。泉郊は泉州に航する商人の團體、厦郊は厦門に通商する商人の團體、北郊は、臺南の場合と異なりて、福州及び江蘇浙江に赴くもの、其れなりき。又後には臺灣各地の同業商人の組合をも郊と呼ぶに至り、市郊・魚郊等の名も起れり。此等の事、臺灣私法第三卷上に詳なり。

臺灣私法には「支那ニ於テハ商人團體ニ對シ會館公所幫又ハ郊等數種ノ名稱アリト雖モ厦門臺灣ニ於テハ通常郊ト稱ス」と云ひ、支那特に厦門にて商人團體を郊と稱することを述べたれど典據を示さず。予は支那近代の文獻を涉獵する毎に、か

なり注意したるが、厦門志卷五船政の條に、

廣郊金廣和云云。

とありて、厦門にて廣州に航する商人の團體を廣郊と呼ぶことを示せる外、未だ見出だす所無し。此の種の紀事尙ほ若干あるべし。博雅の示教を俟つ。

洋行と商行

厦門志には近代支那の通商航海史料を少からず包含して居れるが、前記廣郊云云の前後を稍詳に引けば次の如し。

按厦門販洋船隻。始於雍正五年。盛於乾隆初年。時有各省洋船。載貨入口。倚行貿易徵稅。並准呂宋等夷船入口交易。故貨物聚集。關課充盈。至嘉慶元年。尙有洋行八家。大小商行三十餘家。洋船商船千餘號。以厦門爲通洋正口也。向來南北商船。由商行保結出口。後因蚶江五虎門三口並開。奸商私用商船爲洋駁。較洋船爲小載貨挂往廣東虎門等處。另換大船販夷。或徑自販夷。回棹

則以貴重之物由陸運回。粗物仍用洋駁載回。倚匿商行。關課僅納日稅。而避洋稅。以致洋船失利。洋行消乏。關課漸絀。至嘉慶十八年。僅存和合成洋行一家。呈請洋駁歸洋行程結。經廣郊金廣和。於嘉慶二十二年以把持勒索。控總督董批行查禁。奸商肆然無忌。道光元年。洋行全行倒罷。〔下略〕

文中、洋行商行の語あり。前後の紀事を通覽し、且つ當時一般の慣習を參考するに、洋行は洋船行、商行は商船行の略稱なり。而して洋船行は洋船の牙行商船行は商船の牙行にして、洋船とは遠洋を航行する船、商船は内河又は近海を航する船を指す。清朝は、臺灣未だ版土に歸せざる時は福建の民の洋に出でて貿易するを禁じ、臺灣平ぎて後一たび此の禁を解き、ついで復た之を禁じたるが、雍正五年に至りて再び禁を開き、同時に洋行を設け、洋船の厦門を出づるもの、厦門に入るもの、俱に洋行の保證あるを俟ちて之を聽すこと、爲せり。

商船と商行との關係も亦之に準じたるに似たり。船牙行を利用して船戸を取締るは當時屢行はれたる所、福建の當路者も此の慣用の手法を執りたるに過ぎず。而して商人等は關稅の納付と牙行佣錢〔手數料〕の支拂とを免れんが爲め洋船に貨物を積載して出口することを避けたるに因り、嘉慶道光の交、洋行の衰微と關稅の減收とを來せりと知るべし。廣東の十三行は船行にあらざるも、而も本來確として牙行なり。十三行と厦門の洋行と幾分類似の點あるが如し。十三行の事を考ふるもの、厦門の洋行の事跡を參酌せば、得る所無しとせざるべし。

洋 行

右に述べたるは福建に於ける洋行の事なるが、廣東にても別に洋行の語起れり。廣東の洋行は初め十三行を意味し、十三洋行なども云へるが、ついで十三行の建てたる洋商の商館其物を指すこと、爲り、遂に廣く外國人の商店館舎を意味するに

至れり。光緒二年の序ある滬遊雜記及び同十年の序ある津門雜記に洋行の語あるを觀れば、光緒初葉には此の語南北各地に行はれたりと知らる。

厦門と海澄

清代、歐米人は専ら廣東に來りて貿易することとせられしが、清國商人の南洋に赴くものは厦門より發船するを法とせり。是れ、前に掲げたる厦門志の文に、厦門を以て通洋の正口と爲すと云へる所以なり。但し厦門が貿易港と爲りしは清朝初期よりの事にして、明代にては隆萬以來、海澄を以て出洋の正口と爲せり。是れ東西洋考の餉稅考に依りても明に認むるを得べし。天工開物卷中、海舟の條に、

閩由海澄開洋。廣由香山澳。

と云へるが、香山澳即ち澳門より開洋するは主として外國船に係り、海澄よりは支那船外國船俱に開洋することを謂へるなるべし。海澄は厦門島より、西北、漳州水道に入ること數十支里の地に在

り。初め月港と稱す。一水回環して、其の形偃月の如きを以て名を得たり。此れより龍江を溯ること又數十里にして漳州府城に達す。漳州は南閩の大

興泉永道を駐せしめ、閩海關をも設けたり。是に於いて、海澄の繁榮、遂に厦門に移り了りぬ。蓋又自然の變遷なるべし。

邑にして閩粵の門戸と稱せらる。而して海澄は漳州の咽喉にして商賈船舶の輻輳する所、二者の關係は我が東京と横濱若しくは京都と大阪に類するものあり。しかのみならず、福建南方の良港として東西兩洋の分岐點に近く、南すれば廣東を経て交趾方面に赴くべく、東すれば澎湖嶼を経て呂宋

因みにいふ、東西兩洋航路は漳浦縣鎮海衛の太武山の沖にて相分る。海澄を出で、厦門を過ぎ、太武山に至るまでは二者路を同じうし、而して太武山沖にて東するものは東洋に赴き、南するものは西洋に赴きしなり。

十二日間の臺灣民主國

方面に赴くべく、眞に水陸交會の衝に當れり。是れ其の明季に於いて通洋の正口たりし所以なり。

日清和議成り、臺灣割讓せられんとするや、清國の臣僚中、上書して其の不可を論ずるもの少からず。當時臺灣巡撫は邵友濂なりしが、事體の容易ならざるを見て、病と稱して休を乞ひしかば、

厦門は沿海の險要として古より注目せられ、宋時既に嘉禾嶼の名ありしも、明季に至るまでは、猶ほ一寒村に過ぎざりき。康熙二十二年、臺灣清の版土に入り、臺灣と支那本土との關係頗に緊密を加ふるに及び、厦門の地は最も渡臺の要阨たるが上に、一般の交通よりするも其の便寧る海澄に勝るものあるに因りて、清廷は此處に水師提督及び

清廷は取りあえず布政使唐景崧を署理巡撫に任じぬ。光緒二十八年五月辛未朔、唐景崧、總理各國事務衙門に電致して臺民憤激の狀を述べて手痛く其の割讓に反對したるが、翌二日壬申に至りて、民主國の樹立を宣し、各國領事に通告したり。光

緒東華錄同月の條に曰く、

壬申。臺灣民人公議。自立爲民主國。擁臺灣巡撫唐景崧爲總統。布告各國。

此は唐景崧等の私計にして、清廷も李鴻章も興り知らざりし所にして、清廷は南洋廣東に飭して軍火勇丁を臺灣に接濟することを禁止せり。唐景

崧は臺灣民主國總統と稱すること十二日、日本軍、基隆に上陸するや直に逃れ去りき。光緒東華錄に曰く。

癸未〔五月十三日〕日人攻取基隆。臺灣大亂。前署臺灣巡撫唐景崧。遁回廈門。